

商品概要説明書

教育ローン

(平成28年4月1日現在)

商品名	教育ローン
ご利用いただける方	<p>○教育施設に就学予定または就学中のご子弟のいる方。もしくは、貸出対象者が教育施設に就学予定または就学中である方。</p> <p>○お借入時の年齢が満20歳以上であり、最終償還時の年齢が満71歳未満の方。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が200万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。</p> <p>○原則として、勤続（または営業）年数が1年以上の方。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○就学されるご子弟または貸出対象者の教育に関する全てのご資金（借入申込日から2か月以内にお支払済みの資金を含む。）とし、資金使途の確認可能なものとします。</p> <p>①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。</p> <p>②アパートの家賃等</p> <p>③本ローンのお借入れにかかる諸費用。</p> <p>○現在、他金融機関から借入中の教育資金の借換資金。</p>
借入金額	<p>○10万円以上1,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。</p>
借入期間	<p>○原則として、据置期間を含め最長15年（在学期間+9年）以内とします。</p> <p>○分割交付（授業料、下宿費用など定期的に必要となる資金を半年または1か月ごとに資金交付）もご利用できます。</p> <p>○据置期間は、初回貸付日からご融資対象ご子弟または貸出対象者の卒業予定年月の末日の6か月後までの範囲内とします。</p> <p>○ただし、他金融機関から借入中の教育資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の教育資金の残存期間内とします。</p>
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【固定金利選択型】</p> <p>当初お借入時に、固定金利期間（3年・5年・10年）をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。</p> <p>お借入時の利率は、当JAの店頭でお知らせいたします。</p> <p>固定金利期間終了時に、お申し出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申し出がない場合は、変動金利に切替わります。</p>

	<p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（当JAの個人向け長期変動貸出基準金利）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（当JAの個人向け長期変動貸出基準金利）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元金均等返済（毎回、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎回の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p>
担保	○不要です。
保証人	○愛知県農協信用保証センターの保証をご利用いただきますので、保証人は不要です。
保証料	○約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年0.40%～0.60%です。
団体信用生命共済	○原則として、当JA所定の団体信用生命共済にご加入いただきます。 なお、共済掛金は当JAが負担いたします。
手数料	<p>○下記の場合には、所定の手数料が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定金利の特約を選択される場合（お借入当初の固定金利の選択については、手数料は不要） ・ご返済条件を変更される場合 ・お借入残高の一部または全額を期限前にご返済いただく場合
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または当JA本店設置の苦情等受付窓口にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、愛知県農業協同組合中央会が設置・運営する愛知県JAバンク相談所（電話：0120-351-523）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA本店設置の苦情等受付窓口または愛知県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p>

その他	<ul style="list-style-type: none">○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。○印紙税が別途必要となります。○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。
-----	---